安全の手引き

2024年版 <u>在チェコ日本国大使館</u>

一 目 次 一

Ι	•	は	じ	め	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
п		防	犯	ع	安	全	の	手	· 引	き																		
	1		基	本	的	な	心	構	え			•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		4
	2		チ	エ :	- (の	犯	罪	発	生	状	況	•	防	犯	対	策	•	•	•		•	•		•	•		5
	3		テ		• [秀	拐	事	件	対	策	•	•	•	•	•	-		•	•	•	•	•	•	•	•		5
	4		交	通	事	情	لح	事	故	対	策	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
Ш	•	大	規	模	災	害	等	緊	急	事	態	^	· O,	対	如	<u>.</u>												
	1		平	素	か	ら	の	準	備	لح	心	構	え	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	2		大	規	模	災	害	等	発	生	時	の	行	動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	3		緊	急:	事	態	に	備	え	て	の	チ	ェ	ツ	ク	IJ	ス	 	•	•		•	•	•	•	•	1	7
IV		そ	· ග	他																								
	1		在	留	届	•	た	び	レ	ジ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
			/ ९		•		-																					
	3		緊	急	連	絡	先	•		•	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	0

I. はじめに

チェコには、約2,600人(2023年10月現在)の日本 人が居住しています。

チェコの社会情勢及び治安情勢は、総じて安定的ですが、スリ、 置引き、ひったくり、車上狙い等の犯罪は発生しており、残念な がら、こうした犯罪に巻き込まれる日本人も少なくありません。

また、チェコ国内でテロが発生する危険は必ずしも高いとは言えませんが、世界各地でテロ事件が発生していることを鑑みますと、チェコを含むヨーロッパの国々において、日本人がテロ事件に巻き込まれる可能性は否定できません。

この「安全の手引き」では、皆様の安心・安全な滞在のために、犯罪被害を防ぐポイントや、テロ事件・大規模災害等が発生した場合の対処方法などについて、被害事例を紹介しながら説明しています。当館では、この「安全の手引き」を毎年更新し、大使館ホームページに掲載しています。外務省の海外安全ホームページと併せて、チェコ滞在時の安全対策に役立てていただければ幸いです。

(在チェコ日本大使館ホームページ: https://www.cz.emb-japan.go.jp)
(外務省・海外安全ホームページ: https://www.anzen.mofa.go.jp)

Ⅱ.防犯と安全の手引き

1. 基本的な心構え

海外で安全に生活するためには、各人が「自分の身は自分で守る」との危機管理意識をしっかり持ち、次のような原則を守ることが重要です。

- 〇 現地の法律を遵守し、風俗や習慣を尊重すること
- 危険な場所には近づかず、夜間の外出は控えること
- 多額の現金、貴重品を持ち歩かないこと
- 〇 見知らぬ人を安易に信用しないこと
- 〇 犯罪被害にあったら:命が一番大事

(外務省・海外安全ホームページ「海外旅行を予定されている皆様へ:

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/message.html)

2. チェコの犯罪発生状況、防犯対策

犯罪発生状況については、外務省海外安全ホームページ・チェコ ・ 安 全 対 策 基 礎 デ ー タ の 犯 罪 発 生 状 況 、 防 犯 対 策 (https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_163.html) をご確認ください。

3. テロ・誘拐事件対策

(1) テロ

チェコでは、近年、テロ事件は発生していません。また、チェコ政府は、国内でテロ事件が発生する可能性は低いと評価しています。

しかし、テロが世界各地で発生していることなどを踏まえると、日本人や日系団体がテロに巻き込まれる危険性は否定できないので、各個人が日々の生活の中で、十分警戒して行動する必要があります。

チェコを含む外国に渡航・滞在を予定されている方は、テロなどの不測の事態に巻き込まれないよう、以下の諸点に留意して下さい。

〇 情報収集

テロの危険性が高まった場合や、実際にテロが発生した場合には、正確な情報を収集することが重要です。

外国に渡航・滞在を予定されている方は、行き先国の治安・ テロ情勢等について最新の情報を入手するよう努めて下さい。

日本外務省が発出している各国の安全に関する情報(渡航情報、広域情報など「海外安全ホームページ

(https://www.anzen.mofa.go.jp)」)や、インターネット等を利用し、情報収集を行ってください。また、各国に所在する在外公館が発出する情報を入手するため、滞在期間が3か月以上の場合は「在留届」の提出を、滞在期間が3か月に満たない場合は海外旅行登録「たびレジ」システムをご利用下さい(P. 18 参照)。

- ・チェコ内務省ホームページ(https://www.mvcr.cz/)
- ・チェコ通信社ホームページ(https://www.ctk.cz)

〇 滞在時の警戒

チェコ国内でテロ事件が発生する危険性は高くはありませんが、2023 年 12 月 21 日、プラハ市内において、14 人が死亡、25 人が負傷する銃乱射事件が発生しました。

同事件の犯人(チェコ人)はイスラム過激派組織とは無関係とされていますが、同様の事件がテロリストによって実行される可能性は否定できません。

滞在中、不審な状況を察知した場合には速やかにその場を 離れるなど安全確保に努めて下さい。

一般的に、テロの標的となりやすい施設には政府・軍関係施設、公共交通機関、大規模商業施設など不特定多数が集まる場所があげられますが、必要がなければ、このような施設には近づかないようにして下さい。

また、万一、テロ事件が発生した場合には、チェコ当局の 誘導に従い、速やかに安全な場所まで避難して下さい。

〇 緊急時に連絡が取れる態勢の確保

外国に滞在する際は、万一に備え、家族や友人、職場等に 渡航日程や連絡先を伝えておくようにして下さい。

(2)誘拐事件

2023 年、チェコ国内において誘拐事件は確認されていませんが、日本人が誘拐被害に遭う可能性を完全に排除することはできませんので、人通りの少ない道を一人歩きすることを避けるなどの対策をとることも重要です。もし、何らかの不安を感じるようなことがあれば、すぐに最寄りのチェコ警察に相談して下さい。

特に、子供が誘拐事件に巻き込まれることを防ぐため、見知らぬ人物が声を掛けてきたら用心するよう普段から言い聞かせ、子供だけで留守番や外出させないよう心がけてください。

なお、配偶者の同意や裁判所の許可を得ずに子の居所を移動 させることは、誘拐、略取、公的決定妨害等の罪に問われる可 能性がありますので、注意が必要です。

※チェコのテロ・誘拐については、テロ・誘拐情勢 (https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_163.html) もご確認ください。

4. 交通事情と事故対策

(1)チェコでの運転と交通事情

【運転に必要な書類等】

チェコで運転する際には、①チェコで有効な運転免許証、②自動車登録証、③自動車保険加入証明証、④パスポートなどの身分証明書などの携行が必要です。

また、65歳以上の方が運転する際は、自動車の運転に支障のない健康状態であることを証明するための医療検査を受けた上で、 医師から発給される健康適正証明書を携帯する義務があります。

重量3.5トンまでの自動車が高速道路を利用するためには、適切な交通料金を支払ったことを示す高速道路ステッカー (Vignette) が必要です。

チェコでは、2021年1月1日より高速道路印紙制度が変更となり、それまで車両のフロントガラスに貼り付けていた紙のクーポンに変わり、電子印紙が使用されるようになりました。印紙は、公式ウェブサイト eDalnice. cz (https://edalnice.cz/en)、あるいはこれまで同様ガソリンスタンドや郵便局、及び国境付近のキオスクなどで販売されています。

上記ウェブサイトには、有料区間を明示したチェコ国内高速道路マップも掲載されています。

3.5 トン以上の重量の車両は、チェコ国内の有料道路の通行料金支払いのために、料金徴収ゲートと通信する装置を搭載する必要があります。

また、車両には応急処置セット、警告用三角形、反射ベスト、 タイヤ修理キット又はスペアタイヤを常備する必要があります。 これらのセットは、ガソリンスタンドなどでも購入できます。

【運転免許証の切替え(交換)制度】

チェコでは日本の運転免許証をチェコの運転免許証に切り替えることが可能ですが、2024年1月1日施行のチェコ改正道路交通法により、制度が大幅に変更となっています。

詳しくは当館ホームページ(<u>チェコ運転免許証への切替え手続</u>き)をご覧ください。

【交通事情】

チェコでは、日本と異なる交通規則が数々あり、また、マナーが悪く、乱暴な運転をするドライバーも少なくありません。日本 で運転する以上に交通標識を意識し、交通規則を順守した安全運 転を心がける必要があります。

チェコでの運転は、右側通行であり、交差点では優先指示標識がない場合、右側から侵入する自動車が優先します。また、制限速度は、道路標識に従うことになりますが、基本的に市街地の一般道が50km/h、市街地外の一般道が90km/h、高速道路が130km/hです。このほか、次のような規則もあります。

- ・走行中は常にヘッドライトを点灯する必要があります。
- ・自転車を含め飲酒運転は厳禁です。警察官は呼気検査をドライバーに求めることができ、呼気検査でアルコールが検出された場合は、血中アルコール濃度測定のため、血液検査を求められます。
- ・運転中はハンズフリーを利用する以外の方法で携帯電話等を 利用することは禁止されています。
- ・体重が 36kg 未満、身長 150cm 未満の子供を乗車させる際には、チャイルドシート等の固定装置を装着しなければなりません。
- ・11 月 1 日から 3 月 31 日までの間、冬季はウインタータイヤを装着しなければなりません。条件が許す限り夏用タイヤの使用が許可されていますが、特に冬の時期は天候が変わりやすいため、事故防止のためタイヤの交換を行ってください。

18歳以下の者が、自転車に乗車する場合、自転車用ヘルメットを装着する必要があります。

また、プラハ市内などでは、路面電車(トラム)と併走する一般道路があります。トラムと乗用車の接触事故も多発していますので、運転する際には、トラムの動きに十分注意して下さい。

※交通事情については、外務省海外安全ホームページ・チェコ・安全対策基礎データの滞在時の留意事項・5交通事情 (html) もご確認ください。

(2)交通事故の際の対応

交通事故が発生した場合、負傷者の応急処置や救急車の手配が 最優先です。大きな事故に至っていない場合は、落ち着いて状況 を把握し、お互いの身元を確認して連絡先を控えましょう。警察 への通報の後、警察官が到着するまで現場を保存することが原則 ですが、けが人の発生がなく、損害額が10万コルナ以下で第三者 の加害によらない物損事故については、法令上、警察への通報義 務はありません。

しかし、事故処理についての当事者同士の議論や示談は、トラブルの原因となることがあるため、保険会社へ速やかに連絡をとるとともに、当事者双方で言い分が異なる場合などは警察へ通報してください。

(3)公共交通機関を利用する際の注意

プラハ市内の移動には、路面電車(トラム)のほか、地下鉄、バスが利用可能です。これら公共交通機関の利用には、共通乗車券が必要です。乗車券は、携帯電話のアプリケーション(Pid Litacka)、又は地下鉄駅、キオスク、バスの停留所にある自動券売機で購入できます(一部、車内に券売機が設置されているトラムもあります。)。

バス・トラムについては、乗車したら直ぐに車内に設置されている検札機で打刻する必要があります。地下鉄の場合、駅構内に 設置されている検札機で打刻します。

車両には私服の検札員が随時巡回しており、乗車券の所持を確認される場合があります。適正な乗車券等を所持していないと罰金を科されます(チケットを所持していても検札機で打刻していなければ同様です)。

なお、検札員はチケットの所持を確認する際、検札員であることを示すバッジを提示します。

交通標識 1

警戒標識



優先標識

警笛使用禁止

転回禁止

その他





右折禁止

左折禁止

駐停車禁止

停車義務

警笛使用禁止終り

交通標識 2

指示標識



ロータリー



家畜優先



灯火点灯



歩行者専用



指定方向外進行禁止



家畜優先終了



灯火点灯終了



歩行者専用終り



歩行者自転車専用



トラック専用レーン



最低速度



歩行者自転車専用終り



トラック専用レーン終り



最低速度規制終り

案内標識



行止まり



警察



ホテル



応急手当所



トローリーバス停留所



ガソリンスタンド



自動車専用道路



標識変更注意



コミュニティー道路



横断歩道



迂回路









パーキングエリア



トイレ



停留所



電話



応急修理施設



自動車専用道路終り



トラム追越し



コミュニティー道路終り



自転車横断



国際道路番号



キロポスト



迂回





キャンピングエリア



バス駐車場



休憩所



病院



トラム停留所

自動車用高速道路終り

走行限定レーン

i インフォメーションセンター

自動車用高速道路



専用レーン



トラム追越し



一方通行



トンネル

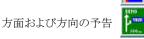


一方通行



トンネル終り

直進不可



方面および距離

標章



聾唖者運転中



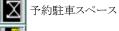
身体障害者運転中





道路表示





停留所



駐車禁止



駐車スペース



停留所

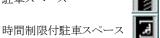


駐停車禁止



駐車スペース

身体障害者用駐車スペース



停留所



駐車可能路側帯



トラム停留所

(4) チェコ国内でのドローン飛行規則

必要な許可を取得せず無人飛行機 (ドローン) を高速道路や 一般道の上を飛ばすことはできず、また所有者の許可無く個人 所有の土地の上を飛行させることも出来ません。さらに、ドローンの撮影する映像上に映ることになる人からも、合意を得る 必要があります。

ドローンを飛行させたい方は、飛行許可と航空作業許可、場合によっては個人使用向けの航空活動実施許可を取得することが必要です。

ドローンの利用が個人目的であれ商業目的であれ、チェコ国内では飛行禁止区域を厳守してください。

飛行禁止区域に関しては次のウェブサイトで確認できます。 (https://aisview.rlp.cz/)

商業目的でのドローンの利用は、追加の規制が適用され、民間航空局の発行する許可を取得する必要があります。

チェコ国内でドローンを飛行させる場合の条件等については 民間 航 空 局 で 確 認 し て く だ さ い 。 詳 し く は 、 (https://www.caa.cz/en/authority/) をご確認ください。

(5) セグウェイでの交通

2016年8月中旬以降、プラハ中心部および市内の他の一部で、歩道、歩行者ゾーン、および道路でのセグウェイの使用が禁止されています。

詳細は、チェコ政府観光局公式ウェブサイト「#VisitCzechRepublic」でも確認できます。

((https://www.visitczechia.com/ja-jp/travel-info/transport-in-the-czech-republic)

Ⅲ. 大規模災害等緊急事態への対処

1. 平素からの準備と心構え

【平素からの準備】

大規模災害等が発生した場合に落ち着いて対応できるよう、 主に次のような準備を平素より心がけてください。

- 緊急事態発生時の職場や家族との連絡方法の確認
- 携帯ラジオの準備
- 緊急事態における携行品、非常用物資の準備
- ・地域内で避難場所(安全な場所)の確認

【心構え】

大規模災害等が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、大使館から関連情報を緊急メールやホームページ等でお知らせします。このほか、各自でも情報収集を行い、安全対策をとる必要があります。その際は、どのような情勢となっているか、危険な場所はどこか、チェコ当局が住民向けに何らかの指示を発出しているか、などを確認することが大切です。危険な場所には近づかず、チェコ当局や大使館からの指示に従うなど、被害に巻き込まれないよう行動する必要があります。

万一、大規模災害等の現場やその付近に居合わせた場合、安全な場所に移動した上で、自身の安否を大使館へ知らせてください。

2. 大規模災害発生時の行動

(1)原子力発電所での事故

チェコでは、テメリーン(Temelin、Ceske Budejovice の北西約 25km)とドゥコヴァニー(Dukovany、Brno の南西約 30km)の 2 か所に原子力発電所があります。事故等が発生した場合には、チェコ政府からテレビ・ラジオ等を通じて通報・指示がありますので、同政府や各自治体の指示に従って行動して下さい。

(2)河川の増水・氾濫

チェコでは、2002 年夏に大規模な洪水が発生し、プラハでは約5万人の市民が避難を余儀なくされ、建造物や地下鉄などにも大きな被害が出ました。この洪水は、数百年に1度の大洪水と言われましたが、2013 年にも洪水危機が発生しておりますので注意が必要です。

雪解け時季や大量の降雨があった際には、河川の増水や氾濫に 警戒しなければなりません。避難しなければならない事態も想定 し、テレビやラジオ、インターネットなどを通じて関連情報の収 集に努め、避難用の携行荷物を事前に整えておくことが大切です。 その時々の河川の増水・氾濫の危険度は、次のホームページに掲 載されます。

- 環境省中央洪水委員会 https://www.dppcr.cz

3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

	パスポート	・6か月以上の残存有効期間が望ましい
		・最終ページの「所持人記載欄」は漏れな
		く記載しておく
	貴重品	・現金、貴金属、有価証券、クレジットカ
		ードなど
	自動車	・自動車を常時整備し、燃料を十分に入れ
		ておく
		・車内には懐中電灯、地図を備え置く
	衣類・着替	・長袖、長ズボンが賢明
え		・履き物は、行動に便利で頑丈なもの
	洗面用具	・タオル、歯磨きセット、石鹸など
	非常用食料	・米、調味料、缶詰類、インスタント食品
		、粉ミルクなどの保存食、ミネラルウォー
		ター
	医薬品	・常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、包帯、絆
		創膏、衛生綿など
	ラジオ	・NHK海外放送やBBCなどの放送が受信でき
		る電池仕様のもの
	その他	・懐中電灯、予備の電池、ライター、ろう
		そく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、
		紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊
		事用具、防災ずきん等

IV. その他

1. 在留届・たびレジ

在留届・たびレジについては、外務省海外安全ホームページ・チェコ・安全対策基礎データの滞在時の留意事項・6 在留届、7 たびレジ

(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_16
3. html) をご確認ください。

2. パスポート(旅券)

【身分証明書の携行義務】

チェコに滞在する外国人には、パスポート等の身分証明書の原本を常時携帯する義務があります。警察から提示を求められた際、身分証明書を提示できなければ、罰金が科せられることがあるので注意が必要です。

また、パスポートの人定部分ページの写真等データを携帯電話に保存しておいたり、コピーを取ってパスポートとは別の場所に保管しておくこともお勧めします。

なお、パスポートとは別に、健康保険証(短期旅行者の場合は 滞在期間をカバーする海外旅行保険等への加入証)の携行・提示 義務もあります。

【旅券(パスポート)の盗難・紛失】

旅券の盗難・紛失に遭った場合、大使館で手続を行うことになります。その際は、①発行から6か月以内の戸籍謄本、②盗難・紛失についての警察の受理証明書(ポリスレポート)、③写真2枚(4.5 cm×3.5 cm)、④身分証明書が必要です。

旅券の盗難・紛失に遭った場合は、速やかに旅券の盗難等に遭った場所(国)で、現地の警察署に届け出るとともに、最寄りの

在外公館にて旅券または「帰国のための渡航書」の申請を行ってください。なお、現地警察に旅券の盗難・紛失届を提出すると、受理された時点で、盗難・紛失旅券としてシェンゲン協定加盟国に通知されます。盗難・紛失届出後に旅券が無事見つかっても警察に同通知の取り消しを依頼する必要がありますので十分注意してください。警察が旅券を発見した場合は、同通知が取り消し済みであるか否か必ず確認してください。

3. 緊急連絡先

【公的機関】

・緊急電話: 112 (英語可)…警察や消防、救急等のあらゆる緊急用

• 警 察: 158

・市 警 察: 156

•救 急:155

•消 防:150

- 外国人警察(プラハ): 974-841-229、cppkr@mvcr.cz

ムーステク警察署

住 所: Jungmannovo nam. 9, Praha 1 (地下鉄Mustek駅)

電 話:974-851-750

・在チェコ日本大使館

住 所: Maltezske nam. 6, 118 01, Praha 1

代表電話: 257-533-546

Eメール: ryoji@ph. mofa. go. jp (領事部メール)

ホームページ:

http://www.cz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

・チェコ日本人会

住 所: Na Mustku 8, Praha 1

電 話:224-216-032

(火曜・木曜の各14:00~18:00)

Eメール: nihonjinkai@gmail.com

【主な病院】

・ユニケア・メディカルセンター (Unicare Medical Center)

住 所: Na Dlouhem lanu 11, Praha 6

電 話:608-103-050(24時間対応)

602-201-040 (24時間対応)

235-356-553

ホームページ: https://www.unicare.cz

・カナディアン・メディカル ケア (Canadian Medical Care)

住 所: Veleslavinska 1, Praha 6

電 話:724-300-301 (24時間対応)

724-300-312 (歯科専門)

235-360-133 (一般受付)

ホームページ: https://www.canadian.cz/

・モトール大学病院(Fakultni nemocnice v Motole)

住 所: V Uvalu 84, Praha 5

電 話:224-431-111(救急、24時間対応)

224-433-682 (外国人成人外来用)

224-433-690 (外国人小児外来用)

ホームページ: https://www.fnmotol.cz

・ナ・ホモルツェ病院 (Nemocnice na Homolce)

住 所: Roentgenova 2. Praha 5

電 話:257-273-289(代表)

ホームページ: https://www.homolka.cz

・中央陸軍病院 (Ustredni vojenska nemocnice Praha)

住 所: U Vojenske nemocnice 1200, Praha 6

電 話:973-208-333(代表)

973-203-023

ホームページ: https://www.uvn.cz